

【他府県授与の教員免許状を再申請する場合】

- 申請方法 教育職員免許法 第6条 別表第7
- 取得内容 実務経験を活かして特別支援学校教諭免許状を取得する場合
- 主な取得要件 基礎免許状を取得した後の、教員としての実務経験と修得した単位

	申請必要書類	備 考													
1	教育職員検定申請書	・大阪府ホームページからダウンロードできます。													
2	身体に関する証明書 【証明日から1年以内のもの】	・大阪府ホームページからダウンロードできます。 ・公共医療機関、一般開業医、学校医から証明を受けてください。													
3	実務に関する証明書	・大阪府ホームページからダウンロードできます。 ・所属長及び実務証明責任者から証明を受けてください。 (所属長→実務証明責任者の順で証明を受けること。)													
	<p>■必要な実務経験年数</p> <p>1種・専修免許状を取得する場合は、基礎免許状取得後の、特別支援学校教員^{※1}としての実務経験が必要です。 2種免許状を取得する場合は、基礎免許状取得後の、基礎となる免許状に対応した校種（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校）の教員^{※1}としての実務経験が必要です。（※1 校長、教頭等は不可）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取得しようとする免許状</th> <th>専修</th> <th>1種</th> <th>2種</th> <th rowspan="3">実務経験は講師経験でも可能 週当たり10時間以上の持ち時間で常勤換算します。 (例) 週当たり5時間12か月勤務 ⇒6か月の実務経験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎免許状</td> <td>特支免 の1種</td> <td>特支免 の2種</td> <td>幼・小・中・高 の普通免許</td> </tr> <tr> <td>実務経験年数</td> <td colspan="3">3年以上</td> </tr> </tbody> </table>		取得しようとする免許状	専修	1種	2種	実務経験は講師経験でも可能 週当たり10時間以上の持ち時間で常勤換算します。 (例) 週当たり5時間12か月勤務 ⇒6か月の実務経験	基礎免許状	特支免 の1種	特支免 の2種	幼・小・中・高 の普通免許	実務経験年数	3年以上		
取得しようとする免許状	専修	1種	2種	実務経験は講師経験でも可能 週当たり10時間以上の持ち時間で常勤換算します。 (例) 週当たり5時間12か月勤務 ⇒6か月の実務経験											
基礎免許状	特支免 の1種	特支免 の2種	幼・小・中・高 の普通免許												
実務経験年数	3年以上														
4	学力に関する証明書	・大阪府教育委員会等の免許法認定講習や免許法認定公開講座で単位を修得し、「単位修得証明書」を発行されている場合はその原本を提出してください。 ・大学の科目履修等で、本申請に必要な単位を修得した場合は、大学から「学力に関する証明書」を入手してください。「成績証明書」ではありませんのでご注意ください。 ・申請する特別支援学校教諭免許の取得に必要な単位のすべてが確認できる証明書が必要です。(例 複数大学で単位を修得した場合はそのすべての大学の証明書が必要)													
5	宣誓書	・大阪府ホームページからダウンロードできます。													
6	失効した全ての教員免許状の原本とコピー	・教育委員会へ返納済の場合や免許状原本を紛失している場合は、窓口で紛失・返納済届を記載いただきます。													
7	戸籍抄本もしくは戸籍謄本 【発行日から6か月以内のもの】	・本籍地のある市区町村役所で入手してください。 戸籍抄本・謄本等は、2から6までの書類に記載されている氏名・都道府県本籍地の戸籍から、変更後（申請時点）の氏名・都道府県本籍地の戸籍までの経緯を確認できるものがが必要です。 ※従前戸籍が記載されているものがが必要です。戸籍の異動が2回以上ある場合は、除籍抄本等も必要です。(取得方法など詳細は役所に問い合わせてください。)													
8	郵便切手 490円	・免許状を簡易書留でお送りするためのものです。													
9	手数料 免許状1枚につき5,600円	・申請にかかる手数料です。書類審査の後、納付窓口にて現金またはキャッシュレス [※] （クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済）の支払方法により納付していただきます。 ※キャッシュレスの詳細については、大阪府/教員免許状HP 教員免許状関係手続内にある「参考リンク」の「(会計局HP)大阪府庁(本庁)の手数料納付窓口について」をご覧ください。													

※申請の状況によっては、上記書類以外に、追加で書類の提出を求められることがありますので、ご了承ください。